

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和5年8月1日作成)

法令名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（略称：認定法）
根拠条項	第25条
許認可等の種類	公益法人の合併による地位の承継の認可
法令の定め	（認定法） 公益法人が合併により消滅する法人となる新設合併契約を締結したときは、当該公益法人は、当該新設合併により設立する法人が当該新設合併により消滅する公益法人の地位を承継することについて、行政庁の認可を申請することができる。
審査基準	「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（内閣府公益認定等委員会決定）
標準処理期間	総期間 未設定 日・月（ ） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課（電話番号：011-204-5004）
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ（電話番号： ）
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/98869.html ）